

(別紙 1)

平成 17 年度国内産米穀及び麦類の残留農薬の調査結果について

農林水産省では、米穀及び麦類の残留農薬について産地段階におけるリスク管理を的確に行うことを目的として、国内産米穀及び麦類を対象に残留農薬の調査を行っています。この度、平成 17 年度（食品衛生法に基づくポジティブリスト制度施行前）の調査結果を別紙のとおりとりまとめたのでお知らせします。

なお、この調査においては、米の登録保留基準を超える試料（ポジティブリスト制度施行後の残留農薬基準値と比べても当該基準値を超過）が 1 点ありましたので、農薬の使用状況等を調査するとともに、登録保留基準値超過が認められた玄米については、食用として出荷することのないよう要請しました。この結果、当該玄米は、食用として流通していません。

(別紙)

平成17年度国内産米穀及び麦類の残留農薬の調査結果概要

1. 調査目的

我が国の主要農産物である米穀及び麦類について、産地出荷段階における農薬の残留の状況を把握し、農薬適正使用の指導への活用等を通じて、その安全性の確保を図る。

2. 調査方法

(1) サンプルング方法

都道府県ごとの試料点数については、各都道府県における米穀及び麦類の生産農家数及び生産量を勘案して配分した。試料の採取については、試料の提供及び残留農薬の調査実施の了解を得た生産者の生産した米穀及び麦類を採取対象とし、出荷段階の玄米及び玄麦から無作為抽出により試料の採取を実施した。

(2) 分析方法

ガスクロマトグラフ - 質量分析計 (GC - MS) 又は液体クロマトグラフを用いた多成分一斉分析法 (米穀: 88農薬、麦類: 22農薬)、食品衛生法に基づく残留農薬基準又は農薬取締法に基づく登録保留基準に定められた試験法 (米穀: 29農薬、麦類: 12農薬) 等を用いて分析を実施した。

(3) 定量限界

別表[PDF]参照

3. 調査結果 (詳細は別表[PDF]参照)

(1) 米穀

600点の試料について調査を実施した結果、のべ139点の試料から定量限界以上の農薬が検出された。これら139点の試料のうち、食品衛生法に基づく残留農薬基準を超過するものは認められなかったが、XMCについて、農薬取締法に基づく登録保留基準の0.2ppmを超過する試料が1点(0.4ppm)あった。本調査は、食品衛生法に基づくポジティブリスト制度施行前の調査結果であり、同法の対象外であったが、ポジティブリスト制度に照らし合わせれば、残留農薬基準(0.2ppm)を超過する事例となる。

当該米穀について生産段階における農薬の使用状況等を調査した結果、遵守すべき農薬の使用量を超えて使用した農薬使用基準違反が認められた。

このため、当該生産者に対しては、農薬使用基準の遵守について指導するとともに、登録保留基準値超過が認められた玄米については、食用として出荷することのないよう要請した。なお、要請の結果、当該玄米は、食用として流通していない。

(2) 麦類

350点の試料(小麦282点、大麦・はだか麦68点)について調査を実施した結果、のべ10点の試料から定量限界以上の農薬が検出されたが、残留農薬基準及び登録保留基準を超過するものは認められなかった。

4. 今後の予定

出荷段階における農薬の残留状況を把握し、農薬適正使用の指導へ活用するため、平成18年度も引き続き残留農薬調査を実施する予定である。

(参考)

1 残留農薬基準

残留農薬基準とは、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が定める食品の規格のうち、食品中に残留する農薬の限量のことをいう。

2 登録保留基準

登録保留基準とは、農薬取締法に基づき環境大臣が定める農薬の登録を保留するかどうかの基準のうち、農薬の農作物における残留基準のことをいう。

3 農薬使用基準

農薬使用基準とは、農薬取締法に基づき農林水産大臣及び環境大臣が定める農薬の種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準のことをいう。

平成17年度国内産米穀及び麦類の残留農薬調査結果

(1)米穀

① 全国

農薬名	種類	分析試料 点数	定量限界以上の結果		基準値(ppm)		基準値を 超える点 数	定量限界
			点数	濃度範囲(ppm)	残留農薬 基準	登録保留 基準		
BHC	虫	600	0	—	0.2		0	0.02
EPN	虫	600	0	—	0.1		0	0.02
EPTC	草	600	0	—	0.1		0	0.02
XMC	虫	600	1	0.4		0.2	1	0.02
イソキサチオン	虫	600	2	0.08 ~ 0.09		0.2	0	0.05
イゾプロカルブ(MIPC)	虫	600	0	—	0.5		0	0.1
イゾプロチオラン	菌	600	5	0.2 ~ 0.6		2	0	0.2
イプロヘンホス(IPB)	菌	600	1	0.04		0.2	0	0.01
インダノファン	草	600	0	—	0.1		0	0.02
ウニコナゾールP	成	600	0	—	0.1		0	0.01
エスプロカルブ	草	600	0	—	0.1		0	0.01
エディフェンホス(EDDP)	菌	600	1	0.07	0.2		0	0.05
エトフェンプロックス	虫	600	3	0.02 ~ 0.03	0.5		0	0.02
エトプロホス	虫	600	0	—	0.005		0	0.005
エトリムホス	虫	600	0	—	0.1		0	0.01
エンドスルファン(ベンゾエピン)	虫	600	0	—			—	0.01
カルハリル(NAC)	虫	600	0	—	1		0	0.05
カルプロパミド	菌	600	0	—	1		0	0.1
カルボスルファン	虫	600	0	—		0.2	0	0.05
カルボフラン	虫	600	0	—			—	0.01
クロルピリホス	虫	600	0	—	0.1		0	0.01
クロルピリホスメチル	虫	600	0	—		0.01	0	0.01
クロルフェンピホス(CVP)	虫	600	0	—	0.05		0	0.02
ジスルホトン(エチルチオメソ)	虫	600	0	—		0.07	0	0.01
シハロリン	虫	600	0	—			—	0.02
シハロホップチル	草	600	0	—	0.1		0	0.05
シフルトリン	虫	600	0	—			—	0.05
シプロコナゾール	菌	600	0	—	0.1		0	0.005
シマジン(CAT)	草	600	0	—		ND	0	0.05
ジメタトリン	草	600	0	—		0.1	0	0.01
ジメチルピホス	虫	600	0	—	0.1		0	0.04
ジメエート	虫	600	0	—		1	0	0.05
シメリン	草	600	0	—	0.05		0	0.01
シラフルオフェン	虫	600	0	—	0.5		0	0.05
シンメチリン	草	600	0	—	0.1		0	0.005
ダイアジノン	虫	600	0	—	0.1		0	0.01
ダイムロン	草	600	0	—	0.1		0	0.03
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	草	600	0	—	0.2		0	0.05
チオメソ	虫	600	0	—	0.02		0	0.01
チフルザミド	菌	600	0	—	0.5		0	0.02
テトラクロロピホス(CVMP)	虫	600	0	—			—	0.02
テニルクロール	草	600	0	—	0.1		0	0.01
テブコナゾール	菌	600	0	—	0.05		0	0.05
テルブホス	虫	600	0	—	0.01		0	0.005
トリアジメノール	菌	600	0	—			—	0.05
トリアジメホソ	菌	600	0	—			—	0.05
トリシクラゾール	菌	600	16	0.03 ~ 0.4	3		0	0.02
トリフルラリン	草	600	0	—	0.05		0	0.01
ナプロアニリド	草	600	0	—			—	0.01
ハクロブトラゾール	成	600	0	—	0.1		0	0.01
ハラチオンメチル	虫	600	0	—	1		0	0.01

ビフェノックス	草	600	0	—	0.1		0	0.02
ビフェントリン	虫	600	0	—			—	0.01
ピラフルフェンエチル	草	600	0	—	0.1		0	0.02
ピリダフェンチオン	虫	600	1	0.03		0.05	0	0.01
ピリプチカルブ	草	600	0	—	0.1		0	0.01
ピリミカーブ	虫	600	0	—			—	0.005
ピリミノバックメチル	草	600	0	—	0.1		0	0.02
ピリミホスメチル	虫	600	0	—	0.2		0	0.01
ピロキロン	菌	600	1	0.02		0.2	0	0.02
フィプロニル	虫	600	0	—	0.01		0	0.01
フェントロチオン(MEP)	虫	600	0	—	0.2		0	0.05
フェノブカルブ(BPMC)	虫	600	22	0.01 ~ 0.33	1		0	0.01
フェンチオン(MPP)	虫	600	0	—	0.05		0	0.01
フェントエート(PAP)	虫	600	0	—	0.05		0	0.01
フェンバレレート	虫	600	0	—			—	0.02
フサライド	菌	600	1	0.1		1	0	0.1
ブタクロール	草	600	0	—	0.1		0	0.05
ブタミホス	草	600	0	—	0.05		0	0.01
フルジオキシニル	菌	600	0	—	0.02		0	0.01
フルトラニル	菌	600	13	0.03 ~ 0.1	2		0	0.03
ブレチラクロール	草	600	0	—	0.1		0	0.01
プロパニル(DCPA)	草	600	0	—		0.1	0	0.01
プロパホス	虫	600	0	—		0.05	0	0.01
プロピコナゾール	菌	600	0	—	0.1		0	0.01
プロホキシル(PHC)	虫	600	0	—		1	0	0.01
プロメリン	草	600	0	—		0.05	0	0.01
プロモブチド	草	600	57	0.01 ~ 0.09		1	0	0.01
ペンシクロン	菌	600	0	—	0.5		0	0.1
ペンダイオカルブ	虫	600	0	—	0.02		0	0.005
ペンディメタリン	草	600	0	—	0.2		0	0.01
ペンフレセート	草	600	0	—	0.1		0	0.02
マラチオン(マラソン)	虫	600	0	—	0.1		0	0.01
ミクロブタニル	菌	600	0	—			—	0.02
メブレン	虫	600	0	—	5		0	0.05
メラクロール	草	600	0	—	0.1		0	0.005
メトリブジン	草	600	0	—	0.05		0	0.01
メフェナセット	草	600	0	—	0.1		0	0.01
メプロニル	菌	600	9	0.02 ~ 0.14	2		0	0.02
MCPB	草	13	0	—		0.1	0	0.01
アゾキシストロビン	菌	20	0	—	5		0	0.04
イマゾスルフロン	草	11	0	—	0.1		0	0.01
イミダクロプリド	虫	65	0	—		0.2	0	0.04
オキサジクロメホン	草	120	0	—	0.1		0	0.02
オキシリニック酸	菌	20	0	—		0.5	0	0.05
カフェンストール	草	82	0	—	0.1		0	0.01
カルタップ	虫	67	0	—		0.1	0	0.05
グリホサート	草	6	0	—	0.1		0	0.01
クロチアニジン	虫	12	0	—		0.5	0	0.05
クロメプロップ	草	75	0	—		0.1	0	0.02
ジクロシメット	菌	11	0	—	0.5		0	0.01
ジノテフラン	虫	53	0	—		2	0	0.2
チアジニル	菌	4	0	—		1	0	0.1
テブフェノジド	虫	25	0	—	0.5		0	0.05
トリクロルホン(DEP)	虫	3	0	—	0.2		0	0.01
ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	菌	140	0	—		0.5	0	0.05
ピラゾスルフロンエチル	草	79	0	—		0.1	0	0.02
ピラゾリネート(ピラゾレート)	草	12	0	—		0.1	0	0.02

フェリムゾン	菌	94	6	0.1	～	0.28		1	0	0.1
フェントラサミド	草	17	0		—		0.1		0	0.01
プロプロフェジン	虫	35	0		—			0.5	0	0.05
プロベナゾール	菌	123	0		—			0.5	0	0.05
ペンスタップ	虫	6	0		—			0.2	0	0.02
ペンタゾン	草	11	0		—		0.2		0	0.02
ペンキキサゾン	草	47	0		—		0.1		0	0.01
ペンフラカルブ	虫	29	0		—			0.2	0	0.02
メタキシル	菌	96	0		—			0.1	0	0.01
計(117農薬)		600	139						1	

(注)1 分析対象農薬は、一斉分析法により定量可能な農薬(88農薬)及び米穀に使用頻度の高い農薬(29農薬)を選定した。

2 種類の欄の虫は殺虫剤、菌は殺菌剤、草は除草剤を示す。

3 定量限界は分析機関によって異なるので、調査結果については、最も大きい値で集計した。

4 定量限界以上の結果の点数の計の欄は、いずれかの分析対象農薬が定量された試料点数を示す。(一部の試料については、複数の農薬が定量されている。)

5 定量限界以上の結果の濃度範囲の欄の「—」は、残留農薬の分析結果が定量限界値未満であったことを示す。

6 基準値を超える点数の欄の「—」は、残留農薬基準及び登録保留基準が設定されていないことを示す。

② 都道府県別

都道府県	米穀	
	分析試料点数	基準値を超える点数
北海道	21	0
青森	14	0
岩手	20	0
宮城	22	0
秋田	23	0
山形	18	0
福島	26	0
茨城	26	0
栃木	18	0
群馬	10	0
埼玉	13	0
千葉	18	0
東京	0	—
神奈川	1	0
新潟	33	0
富山	13	0
石川	9	0
福井	9	0
山梨	4	0
長野	19	0
岐阜	15	0
静岡	10	0
愛知	15	0
三重	14	0
滋賀	12	0
京都	9	0
大阪	3	0
兵庫	20	0
奈良	5	0
和歌山	4	0
鳥取	7	0
島根	10	0
岡山	18	0
広島	14	0
山口	11	1
徳島	7	0
香川	9	0
愛媛	8	0
高知	6	0
福岡	16	0
佐賀	10	0
長崎	7	0
熊本	16	0
大分	11	0
宮崎	11	0
鹿児島	14	0
沖縄	1	0
計	600	1

(注) 都道府県別の分析試料点数は、各都道府県における米穀の生産農家数及び生産量を勘案して配分した。

(2) 麦類

① 全国(小麦)

農薬名	種類	分析試料 点数	定量限界以上の結果		基準値(ppm)		基準値を 超える点数	定量限界
			点数	濃度範囲(ppm)	残留農薬 基準	登録保留 基準		
エチオフェンカルブ	虫	282	0	—	1		0	0.1
エトフェンプロックス	虫	282	0	—	0.5		0	0.1
クレソキシムメチル	菌	282	0	—	0.1		0	0.05
クロルプロファム(IPC)	草	282	0	—	0.05		0	0.02
ジクロロホス(DDVP)	虫	282	0	—	0.2		0	0.03
ジフルフェニカン	草	282	0	—	0.1		0	0.05
シプロコナゾール	菌	282	0	—	0.2		0	0.005
シプロジニル	菌	282	0	—	0.5		0	0.01
シベルメリン	虫	282	0	—	0.2		0	0.1
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	草	282	0	—	0.1		0	0.05
テブコナゾール	菌	282	0	—	0.50		0	0.03
トリフルミゾール	菌	282	0	—	1		0	0.03
トルクロホスメチル	菌	282	0	—	0.1		0	0.05
ピラフルフェンエチル	草	282	0	—	0.1		0	0.05
フェナリモル	菌	282	0	—	0.1		0	0.05
フェントロチオン(MEP)	虫	282	1	0.14	10		0	0.1
フェブカルブ(BPMC)	虫	282	0	—	0.3		0	0.05
フルトラニル	菌	282	0	—	2		0	0.1
プロピコナゾール	菌	282	1	0.1	1		0	0.1
ベンティメタリン	草	282	0	—	0.2		0	0.01
マラチオン(マラソン)	虫	282	0	—	8		0	0.1
メプロニル	菌	282	0	—	2		0	0.1
MCPA	草	13	0	—	0.1		0	0.002
アイオキシニル	草	11	0	—		0.1	0	0.004
アゾキシストロビン	菌	17	0	—	0.5		0	0.04
イミクタジン	菌	15	0	—	0.1		0	0.02
オキシ銅(有機銅)	菌	4	0	—		0.1	0	0.05
グルホシネート	草	2	0	—	0.2		0	0.05
チオファネートメチル	菌	47	3	0.1 ~ 0.4		1	0	0.1
チフェンスルフロンメチル	草	23	0	—		0.1	0	0.01
トリフルラリン	草	38	0	—	0.1		0	0.005
プロメリン	草	6	0	—		0.05	0	0.005
リニユロン	草	18	0	—		0.1	0	0.01
計 (33農薬)		282	5				0	

(注)1 分析対象農薬は、一斉分析法により定量可能な農薬(22農薬)及び小麦に使用頻度の高い農薬(11農薬)を選定した。

- 2 種類の虫は殺虫剤、菌は殺菌剤、草は除草剤を示す。
- 3 定量限界は分析機関によって異なるので、調査結果については、最も大きい値で集計した。
- 4 定量限界以上の結果の点数の計の欄は、いずれかの分析対象農薬が定量された試料点数を示す。(一部の試料については、複数の農薬が定量されている。)
- 5 定量限界以上の結果の濃度範囲の欄の「—」は、残留農薬の分析結果が定量限界値未満であったことを示す。

② 全国(大麦・はだか麦)

農薬名	種類	分析試料 点数	定量限界以上の結果		基準値(ppm)		基準値を 超える点数	定量限界
			点数	濃度範囲(ppm)	残留農薬 基準	登録保留 基準		
エチオフェンカルブ	虫	68	0	—	1		0	0.1
エトフェンプロックス	虫	68	0	—	0.5		0	0.1
クレソキシムメチル	菌	68	1	0.09	5.0		0	0.05
クロルプロファム(IPC)	草	68	0	—	0.05		0	0.02
ジクロルホス(DDVP)	虫	68	0	—	0.2		0	0.03
ジフルフェニカン	草	68	0	—	0.1		0	0.05
シプロコナゾール	菌	68	0	—	0.1		0	0.02
シプロジニル	菌	68	0	—	2		0	0.01
シベルメリン	虫	68	0	—	0.5		0	0.1
チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	草	68	0	—	0.1		0	0.05
テブコナゾール	菌	68	0	—	0.05		0	0.03
トリフルミゾール	菌	68	0	—	1		0	0.03
トルクロホスメチル	菌	68	0	—	0.1		0	0.05
ピラフルフェンエチル	草	68	0	—	0.1		0	0.05
フェナリモル	菌	68	0	—	0.1		0	0.05
フェニロチオン(MEP)	虫	68	0	—	5		0	0.1
フェノプロカルブ(BPMC)	虫	68	0	—	0.3		0	0.05
フルトラニル	菌	68	0	—			—	0.1
プロピコナゾール	菌	68	0	—	1		0	0.1
ペンティメタリン	草	68	0	—	0.2		0	0.01
マラチオン(マラソン)	虫	68	0	—	2		0	0.1
メプロニル	菌	68	0	—	2		0	0.1
アイオキシニル	草	7	0	—		0.1	0	0.01
アゾキシストロビン	菌	1	0	—	0.3		0	0.04
オキシ銅(有機銅)	菌	2	0	—		0.1	0	0.05
ジクロベニル(DBN)	草	1	0	—		0.05	0	0.005
チオファネートメチル	菌	13	4	0.12 ~ 0.36		1	0	0.1
チフェンスルフロンメチル	草	10	0	—		0.1	0	0.01
トリフルラリン	草	12	0	—	0.1		0	0.005
プロメリン	草	3	0	—		0.05	0	0.005
リニユロン	草	5	0	—		0.1	0	0.01
計 (31農薬)		68	5				0	

- (注)1 分析対象農薬は、一斉分析法により定量可能な農薬(22農薬)及び大麦・はだか麦に使用頻度の高い農薬(9農薬)を選定した。
- 2 種類の虫は殺虫剤、菌は殺菌剤、草は除草剤を示す。
 - 3 定量限界は分析機関によって異なるので、調査結果については、最も大きい値で集計した。
 - 4 定量限界以上の結果の点数の計の欄は、いずれかの分析対象農薬が定量された試料点数を示す。(一部の試料については、複数の農薬が定量されている。)
 - 5 定量限界以上の結果の濃度範囲の欄の「—」は、残留農薬の分析結果が定量限界値未満であったことを示す。
 - 6 基準値を超える点数の欄の「—」は、残留農薬基準及び登録保留基準が設定されていないことを示す。

③ 都道府県別

都道府県	小麦		大麦・はだか麦	
	分析試料点数	基準値を 超える点数	分析試料点数	基準値を 超える点数
北海道	97	0	—	—
青森	4	0	—	—
岩手	4	0	—	—
宮城	3	0	1	0
秋田	—	—	—	—
山形	—	—	—	—
福島	—	—	—	—
茨城	11	0	5	0
栃木	12	0	12	0
群馬	24	0	—	—
埼玉	14	0	2	0
千葉	1	0	—	—
東京	—	—	—	—
神奈川	—	—	—	—
山梨	1	0	—	—
長野	7	0	1	0
静岡	1	0	—	—
新潟	—	—	1	0
富山	—	—	2	0
石川	—	—	1	0
福井	—	—	9	0
岐阜	2	0	1	0
愛知	8	0	—	—
三重	9	0	—	—
滋賀	11	0	1	0
京都	1	0	—	—
大阪	—	—	—	—
兵庫	4	0	—	—
奈良	—	—	—	—
和歌山	—	—	—	—
鳥取	—	—	—	—
島根	1	0	—	—
岡山	1	0	4	0
広島	—	—	—	—
山口	1	0	—	—
徳島	1	0	—	—
香川	3	0	3	0
愛媛	—	—	5	0
高知	—	—	—	—
福岡	27	0	3	0
佐賀	14	0	13	0
長崎	2	0	2	0
熊本	9	0	2	0
大分	9	0	—	—
宮崎	—	—	—	—
鹿児島	—	—	—	—
沖縄	—	—	—	—
計	282	0	68	0

(注) 都道府県別の分析試料点数は、各都道府県における麦類の生産農家数及び生産量を勘案して配分した。